

三豊市監査委員告示第 6 号

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書に基づき措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年 10 月 16 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 為広 員史

三 総 総 第 4 3 9 号
令和元年 1 0 月 4 日

三豊市監査委員 片桐 正文 様
三豊市監査委員 為広 員史 様

三豊市長 山下 昭史

監査の結果に関する報告に基づく措置について

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
健康福祉部 保育幼稚園課	・条例を遵守した適正な事務処理について 三豊市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第2項に、「指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない」と定められているが、告示がなされていなかった。条例等を遵守し、適正な事務処理を行うこと。	指摘を受けた告示については、令和元年9月17日付けで指定管理者の指定告示（高瀬南部保育所）を行い是正した。 今後、指定管理の指定を行った担当課だけでなく、議案調製及び議決後の告示手続きを行う総務課とともに、より一層チェック体制を強化し、適正な事務処理を行う。